

議案第 6 号

令和 4 年度 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 事業計画案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 28 日

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

理 事 長 中 島 淳 一 郎

理由

令和 4 年度事業計画案について、定款第 32 条の規定に基づき、理事会の承認を得る必要があるによる。

令和 4 年度 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 事業計画

当事業団は、昭和 48 年 2 月に福岡市によって設立され、以来今日まで 49 年間に渡り、福岡市が設置した福祉施設の経営及び福岡市等の各種事業を受託してきた。

その間、効率的な組織運営を図るとともに、蓄積した専門性を活かして、福岡市と一体になって福祉事業の推進に取り組み、市民福祉の増進に努めてきた。

令和 4 年度は、第 5 期指定管理期間の 3 年度目であり、事業団が担うべき役割を踏まえ、より高度な専門性を必要とする、障がい児、発達障がい者、高次脳機能障がい者、視覚障がい者及び強度行動障がい者への支援や、就労支援、地域生活支援等を充実させていく。

加えて、平成 29 年度に策定された「経営方針」を踏まえ、令和 2 年度から 5 年間の具体的な取組みを示す「第 4 次経営計画」に基づき、中間見直しの実施と各事業の着実な履行を進めていく。

また、ももち福祉プラザの指定管理期間の最終年度であることを踏まえ、福岡市と適宜協議を行いながら、適切に対応していく。

併せて、新型コロナウイルス感染症に関する対応については、引き続き感染予防対策等を徹底して取り組んでいく。

今後とも福岡市と緊密な連携をとり、社会福祉の増進に寄与できるよう、より効率的・効果的な法人経営を行っていく。

1 機構及び人員

- (1) 評議員 総数 7人
- (2) 役員 総数 8人 (理事 6人 監事 2人)
- (3) 会計監査人 総数 1人
- (4) 職員 総数 359人 (一般職員 228人 特定業務任用職員 131人)

2 社会福祉事業

- (1) 「心身障がい福祉センター」の運営に関する事業
- (2) 療育センター「西部療育センター」及び「東部療育センター」の運営に関する事業
- (3) 医療型児童発達支援センター「あゆみ学園」の運営に関する事業
- (4) 児童発達支援センター「めばえ学園」の運営に関する事業
- (5) 障がい福祉サービス事業所「ももち福祉プラザ」の運営に関する事業
- (6) 「福岡市障がい者基幹相談支援センター」の運営に関する事業
- (7) 「発達障がい者支援センター」の運営に関する事業
- (8) 「障がい者地域生活・行動支援センターか～む」の運営に関する事業
- (9) 「児童発達支援センターフィル」の運営に関する事業

※1 : (1)～(6)の事業については、指定管理業務として実施する。

※2 : (7)の事業については、受託事業として実施する。

※3 : (8)の事業については、自主事業及び受託事業として実施する。

※4 : (9)の事業については、自主事業として実施する。

3 公益事業

- (1) 「障がい者就労支援センター」の運営に関する事業
- (2) 「強度行動障がい児・者支援」関連事業
 - ① 「強度行動障がい者共同支援事業」の運営に関する事業
 - ② 「強度行動障がい者支援研修事業」の運営に関する事業
 - ③ 「強度行動障がい者集中支援事業」の運営に関する事業
 - ④ 「福岡市地域生活支援拠点等整備事業緊急時受け入れ・対応業務」の運営に関する事業
- (3) 「障がい児支援」関連事業
 - ① 「児童発達支援センター等日中一時支援事業」の運営に関する事業
 - ② 「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の運営に関する事業
- (4) 「障がい者支援」関連事業
 - ① 「障がい者に関するホームヘルパースキルアップ研修」の運営に関する事業
 - ② 「障がい支援区分認定調査」の運営に関する事業
 - ③ 「特定相談支援事業」の運営に関する事業
 - ④ 「福岡市障がい者虐待緊急一時保護事業」の運営に関する事業
 - ⑤ 「早良区第1障がい者基幹相談支援センター」の運営に関する事業

(5) 福岡県からの受託事業等

① 「福岡県高次脳機能障がい支援事業」の運営に関する事業

(6) 「事業団基金」の運営に関する事業

※1：(5)の事業については、福岡県が事業団を委託先として指定等を行うもの。

※2：(2)～(5)の事業については、2の社会福祉事業と一体的に運営しており、会計処理は社会福祉事業として扱うもの。

4 収益事業

「団体保険取扱事業」の運営に関する事業